

平成30年第2回大仙市議会定例会会議録第2号

平成30年6月11日（月曜日）

議事日程第2号

平成30年6月11日（月曜日）午前9時59分開議

第1 一般質問

出席議員（28人）

1番 高橋幸晴	2番 小笠原昌作	3番 三浦常男
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 石塚 柏	8番 富岡喜芳	9番 本間輝男
10番 藤田和久	11番 佐藤文子	12番 小山緑郎
13番 小松栄治	14番 後藤 健	15番 佐藤育男
16番 古谷武美	17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄
19番 高橋徳久	20番 橋本五郎	21番 渡邊秀俊
22番 佐藤清吉	23番 金谷道男	24番 大山利吉
25番 鎌田 正	26番 高橋敏英	27番 橋村 誠
28番 茂木 隆		

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（1人）

11番 佐藤文子

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	西山光博	教 育 長	吉川正一

代表監査委員	福原堅悦	上下水道事業者 管理	今野功成
総務部長	舛谷祐幸	企画部長	五十嵐秀美
市民部長	佐川浩資	健康福祉部長	加藤実
農林部長	福田浩	経済産業部長	高橋正人
建設部長	古屋利彦	災害復旧事務所長	進藤孝雄
病院事務長	富樫公誠	教育指導部長	高野一志
生涯学習部長	安達成年	総務部次長兼 総務課長	福原勝人

議会事務局職員出席者

局長	加藤博勝	参事	齋藤孝文
参事	進藤稔剛	主幹	富樫康隆
主席主査	佐藤和人		

午前 9時59分 開 議

○議長（茂木 隆） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（茂木 隆） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（茂木 隆） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。最初に、13番小松栄治君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、13番。

【13番 小松栄治議員 登壇】

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○13番（小松栄治） おはようございます。新政会の小松栄治です。

老松市長になられましてから昨年、そして今年の水害、冬の豪雪と続いております。的確な判断と早め早めの指示、そしてしっかりした対応を行い、被害も最小限にとどめてまいりました。公務でご多忙のことと思いますが、今後もしっかり大仙市の舵取りに

邁進してください。私たち議員も市政と市民のために、しっかり議会活動を行ってまいります。

まず、世界の情勢を見てみますと、北朝鮮と米国の歴史上初となる話し合いと北東アジアの核の問題と平和条約を目指して北朝鮮と韓国との二国間及び今後は6カ国協議が、まさに行われようとしております。

さて、日本も平和を目指して北朝鮮と韓国、中国、ロシア、東南アジア諸国等々、より一層努力していただきたい。加えまして、日本国内の貿易と経済は、米国の依存度が高く、変質を迫られており、日本は取引外交において貿易摩擦や保護主義などに翻弄されずに、しっかり対応をお願いしたい。そういう中で日銀は、今まで5年間にわたり物価上昇2%を目標に巨額の国債の購入や大規模緩和などを導入し、実現を目指してきましたが、長引く超低金利で財政規律の緩みなど懸念が強く、一方、GDP（国内総生産）は、2017年度、名目1.6パーセント増の548兆円で過去最高であります。国債は1,008兆円と増加しており、経済は先行き不透明であります。かてて加えて、経済再生なくして財政の健全なしとの方針で、一昨年より経済財政再計画を地方交付税制度改革を掲げ、地方に対しても厳しい財政の見直し等を示しております。

さて、大仙市は、広域の消防本部と大曲消防新庁舎の完成と花火伝統文化継承資料館の竣工、その後、全国500歳野球大会等々と行事が、公務が目白押ししてあります。

一方、今年度の予算や事業などは、老松市長が初めての手前の味噌で作る、そして第一歩を示す挑戦の始まりであり、災害復旧対策の推進と七つの公約の重点を柱に進めていくとしており、また、五つの視点に立っての機動的実効性のある予算編成であります。私はその政策の中の具体的構想及び地域の賑わいの持てるまちづくりと、その拠点と併せ、市の今後の財政の持ち方や人々が幸せに人生を送るための取り組み方について質問をいたしますので、建設的、なおかつ具体的なご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1番目の発言事項であります。大仙市財政健全化とあわせ、まちづくり再生計画についてであります。一つ目といたしまして、平成29年当初予算と平成30年度当初予算に財政調整基金、減債基金、地域振興基金等の積み立て、取り崩しの差し引きの総計が17億2,300万円の取り崩しの予定となっております。今後は、目標の基金残高30億円を早期に回復できるよう、30年度早々から事務事業の点検をし、財政運営の見直しを図るとありますが、具体的に事務事業の点検と見直しは何でしょうか、お伺いいたします。

なお、31年度以降の財政健全化計画を、どう進めていかれるのかお伺いいたします。

二つ目といたしまして、公共施設（箱もの）で営利を目的として運営を行っております第三セクター、指定管理関係、市直営での運営で市よりの運営支出金の額の総額は、1年間で幾らなのか。加えて、営利を目的としない指定管理での運営支出金の総額は、1年で幾らになるのかお伺いいたします。

三つ目といたしまして、立地適正化計画及び公共施設等総合管理計画とあわせ、第1次実行計画と施設類ごとの個別計画が示されました。合併に伴い、旧市町村より引き継いだ管理運営費ばかりではなく、特に公共施設の建物や外構、設備等が著しく老朽化に伴い、維持管理費が多額になり、財政が逼迫し運営がますます厳しくなり、市債が多額になる恐れが生じます。加えて、用途地域や移住誘導区域、都市機能誘導区域を策定しておりますが、今後の将来の都市像を見据えて、これから伸びて広がっていく区域と街並みを最小限に維持していく区域、これから街並みが薄れていく区域との整合性を図りながら検討し、見直しを進めていき、あわせて新都市計画と新公共施設の配置計画等との見直しを進めていかれることが必要と考えますが、お伺いいたします。

さらに加えて、実施に向けての年次計画を策定し、優先順位をつけると同時に立地適正化計画と併せ、公共施設等総合管理計画の修正、または見直しを行い、街並みは商店街の再生に向けた新総合まちづくり再生計画を行う考えはないのか、お伺いいたします。

以上であります。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 小松栄治議員の質問にお答え申し上げます。

質問の財政健全化とまちづくり再生計画についてであります。はじめに、財政健全化に係る事務事業の点検・見直しについてお答え申し上げます。

本年第1回市議会定例会において、後藤健議員の予算質疑でもお答えしておりますが、合併特例期間の終了などに伴う普通交付税の段階的縮減のほか、昨年7月の豪雨災害の復旧経費や平成30年度当初予算の財源調整による財政調整基金の取り崩しにより残高が減少するなど、厳しい財政運営が続いております。

今後も合併算定替えの段階的縮減や人口減少等の影響により、普通交付税の減少が避けられないことから、歳入の動向を踏まえた収支バランスの均衡を早期に図る必要があ

り、計画・実行・点検・改善を一連とした「P D C A」サイクルを基本に、全事務事業の総点検による廃止・縮減・統廃合など財務体質改善に向けた取り組みを進めるものであります。

今般の総点検においては、5月23日に職員説明会を開催し、「市が関与する妥当性があるのか、公平・公正性が保たれているのか、緊急度あるいは優先度が高いのか、サービス水準と受益者負担のあり方が適当か、将来にわたりサービスの維持が可能か」の五つの基本方針に基づき、「補助金・負担金・温泉施設及び道の駅・学校施設・その他施設・建設整備事業・事務事業・嘱託及び臨時職員・非常勤特別職」の九つに分類し、費用対効果と市民サービスの確保を照らし合わせ、改善見直し方針などを調書にまとめる作業を進めております。

今後、庁内の調整会議を経て、平成31年度当初予算編成作業に入る11月をめどに、個別事務事業の方向性を示してまいりたいと考えております。

財政調整基金の取り崩しに依存することなく、平成31年度当初予算を編成するためには、今回の総点検における見直しにおいて約18億円の一般財源の削減が必要になると想定しておりますが、長期化・常態化し、市民生活に根付いた事業も多いことから、困難が伴うものと思われまます。

しかしながら、持続可能な財政基盤を構築するためには、事務事業の総点検による今回の見直しは、避けては通ることのできない取り組みであり、市民と課題を共有しながら、限りある財源を効果的に配分し、市民の満足度を高められる事業の選択に努めてまいります。

なお、財政健全化計画につきましては、当市の歳入一般財源の大半を占める地方交付税、譲与税など、今後、国が策定する新たな基本方針に基づき設計する必要がありますので、国の動向を注視しながら平成32年度からの後期実施計画の策定にあわせ、財政推計の見直しを行う計画であります。

次に、公共施設に対する支出額につきましては、平成28年度決算において、正職員の人件費・工事請負費等を除いた総額で32億5,000万円を支出しており、指定管理者が運営する施設は、平成30年4月1日時点で86施設、指定管理料の総額は約2億4,600万円となっております。

ご質問の営利を目的とする施設はありませんが、それに近いものとして温泉施設及び直売所などの加工販売施設が考えられます。

このうち、直売所などの加工販売施設は3施設で、全て直営管理であり、維持管理費等の支出は約170万円となっております。

温泉施設につきましては、7施設で全て指定管理者が運営しており、指定管理料の総額は約4,600万円であります。このうち第三セクターを指定管理者としている施設は、3施設で指定管理料が約800万円となっているほか、指定管理料ゼロ円で運営している施設は、神岡地域の「嶽の湯」と仙北地域の「柵の湯」の2施設であります。

また、残るその他の指定管理施設としては、スポーツ施設や道の駅、観光施設などがありますが、指定管理料の総額は約2億円となっております。

次に、公共施設等総合管理計画につきましては、将来の更新経費や施設に向けられる財源見通しから、平成58年度までに保有する公共施設の延べ床面積の33パーセントに相当する面積を削減することとしております。現在公表している個別計画におきましては、延べ床面積の削減率が約20パーセントにとどまっており、計画見直しを図りながら目標を達成することとしております。

目標達成に向けては、公共施設マネジメントシステムを活用した施設分類ごとの利用状況、コスト情報のほか、所管課において作成している10年間の修繕・改修等の経費の推移などの分析・評価を行い、真に必要な施設を見極めてまいりたいと考えております。

また、見直しにあたっては、地域の特性や各種計画との整合性を図りながら、将来を見据えた適正な配置となるよう進める必要があります。

公共施設等総合管理計画は、施設の長寿命化や統廃合といった現状の施設についての考え方を示すものであり、それぞれの施設においてしっかりとした方向性を明確に定め、今後のまちづくりの基本となる立地適正化計画や都市計画、新たに検討しなければならない配置計画などとの整合を図ってまいります。

なお、見直しによる変更となる個別計画につきましては、まとまった時点で議会に説明し、市民に周知を図っていくこととしております。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、13番。

○13番（小松栄治） 踏み込んだご答弁でありありがとうございました。

一つだけですけれども、二つ目の項目の営利で公共施設（箱もの）を運営しているということです。若干市長と考え方がちょっと違いますけれども、営利を目的とするものについては、宿泊施設または宴会、食堂、物売り、これがあたります。そのあたりをきっちり住み分けして、今後のあれに参考にしていただければと思います。

また、ちょっと私からお知らせしてもらおうことがございます、市からお知らせしてもらおうことがございますけれども、今現在、市が指定管理や第三セクターへの貸付金の、いわゆる債権は全部で幾らになっておるのでしょうかと思っておりますけれども、もしおわかりになったらひとつよろしく願いいたします。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小松議員の再質問にお答え申し上げます。

第三セクターに対しての債権と言いますか貸付金というお話ありましたけれども、貸付金は現在ございません。ただ、出資金、出資金についてのお尋ねかと思っておりますけれども、現在、第三セクター8社に対しまして総額2億4,040万円を出資しております。

以上です。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 次に、2番の項目について質問を許します。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、13番。

○13番（小松栄治） 次に2番目の発言事項であります、大仙市の活性化についてであります。

一つ目といたしまして、各地域の活性化の一つとして、今まで各地域枠予算として事業とあわせ、応援事業や魅力再発見事業は、主にどんな事業を進めてきたのか。その上での活性化としての効果はどのようでありましたか。

加えまして、新たな取り組みをして各地域に魅力と活性化に結びつけるとありますが、具体的にどのような施策でしょうか、お伺いいたします。

二つ目といたしまして、旧8カ市町村において各地域の目玉となる街並みと拠点がありますが、薄れてきております。各地域の全体的な核となり得る施策と規模の活性化事業計画が必要と考えるのか、お伺いいたします。

三つ目といたしまして、地域おこし協力隊を3名、新しく都市部や他県より3人採用

し、合わせて4人体制で地域おこし、そして地域の活性化を図ろうとしておりますが、どのような取り組みをし、どのような活動をしておられますか。また、協力隊の4人は、それぞれに大仙市を見たり、聞いたり、確認したりして、各地域のことをどのように見たり、感じたり、そして考え、把握し、どのように思っているのか。また、そして、何が足りないのか、どのようにして何を行えば地域の活性化につながるものか、あわせてその活性化の施策についてお伺いいたします。

以上であります。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小松栄治議員の二つ目の発言通告の大仙市の活性化に関する質問につきましては、企画部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（茂木 隆） 五十嵐企画部長。

○企画部長（五十嵐秀美） 質問の大仙市の活性化についてお答え申し上げます。

はじめに、地域枠予算と地域の魅力再発見事業の内容及び効果についてであります。地域枠予算につきましては、平成18年度から事業をスタートしており、地域が抱えている諸課題に迅速に対応する予算として活用してきております。

平成29年度では、予算額5,500万円に対し4,646万円を執行しており、執行率は84.47パーセントとなっております。

平成30年度には、各支所の予算額を300万円増やすとともに、これまでの支援に加え、各地域で行われるイベント等への補助金や地域の人材育成、組織づくりから拠点整備まで一連の活動を支援する「ひとづくり・ものづくり応援事業」を新設し、地域の活性化に向けた取り組みを推進していくこととしております。

事業の効果といたしましては、各地域で行われる取り組みを通し、伝統文化の継承や地域資源の発掘など、住民が関わることにより意識の高揚が図られているほか、住民同士の連携や交流の場が創出されることで日常の声かけや見守りにつながり、ひいてはコミュニティの強化も図られております。

また、地域の魅力再発見事業につきましては、平成27年度から各支所に「地域活性化推進室」を設置したことにより、地域住民との意見交換が活発に行われ、地域を元気にする事業を協働で実施したいとの意見をもとに、官民一体となって地域の活性化につながる協働事業を実施しております。

一例といたしまして、西仙北地域では、刈和野の大綱引きが抱えている課題解決に地

域住民や小・中学生も交えて取り組み、伝統継承のため、わらで作ったミニ綱での子どもたちによる本番さながらの引き合い、体験やマンガ「綱引き物語」を日本語・英語・韓国語の3カ国語で作成するなど、同事業を地域で盛り上げる事業を展開しております。

今年度からの新たな取り組みといたしまして、神岡地域では大仙市音楽交流館を活用した音楽拠点整備事業として、市内マーチング団体の合同練習会やミニコンサート等を実施してまいります。

西仙北地域では、「地域の清水を活用した活性化事業」として、清水の特長を生かした特産品の開発や環境整備を実施してまいります。

中仙地域は、これまで取り組んできた「ドンパン節の里なかせん活性化プロジェクト事業」において、ドンパン娘の育成など祭りの盛り上がりを通して地域住民の絆を深めることとしております。

協和地域では、「戊辰戦争150年、大仙・宮崎有縁交流拡充事業」として、記念の日本酒開発を支援し、交流活動をPRしてまいります。

南外地域では、「小さな拠点形成事業」として、地域の課題である買い物支援につながる店舗の場所や運営方法について、住民と意見交換会を実施してまいります。

仙北地域では、「真山公園等活性化拠点整備事業」として、払田柵跡と真山公園を一体的に見学できる散策路の整備につながる活用計画を地域住民と一緒に作成してまいります。

太田地域では、「太田分校レストラン」として、中里温泉の協力のもと、大曲農業高校太田分校の生徒がメニュー開発やウェイターなどとして携わり、分校でとれる米や野菜などを食材に使ったランチを提供することとしております。

全市的な取り組みとして、「体験観光資源発掘事業」を実施し、四季折々の体験・観光資源を発掘し、市外に情報発信してまいります。

このように、本事業は事業開始から3年が経過し、一定の成果を上げたものや、これから具体的な取り組みを実施する事業もありますが、地域の課題解決の意識を持った方々と協働で事業に取り組んできたことにより、大曲地域四ツ屋地区の四ツ屋青年塾、西仙北地域の未来塾、協和地域の協和縁結びグルメプロジェクトチーム、南外地域の若者会議、仙北地域の史跡の里づくり委員会、柵真会、女性団体連合組織「さくまる会」など、地域団体の育成につながっております。

今後も内容の改善や拡充を図りながら「地域が元気になれば市全体が元気になる」を

スローガンに、引き続き同事業を進め、住民が住み良さを実感できるまちづくりに努めてまいります。

次に、各地域で行う全体的に核となり得る施策とその活性化事業計画の必要性につきましては、市では第2次大仙市総合計画基本構想の地域編として、平成28年度から10年間の取り組みを盛り込んだ8地域別の地域振興計画を策定しており、時代や地域のニーズに応じ随時見直しを行うこととしております。

また、まちづくりにおける都市整備は、「都市計画マスタープラン」に基づき、都市機能の強化に加え、地域の特性や資源を生かした連携と協働による一体的な都市づくり、地域づくりを進めております。

議員ご提案の地域の拠点となる施設等は、同プランにおいて支所や駅周辺と位置づけられておりますが、現在「公共施設等総合管理計画」においては、計画的に見直しを実施しております。

今後において、地域の核となり、コミュニティの維持・活性化を図る施策の一つとして、新たに人が集い、交流と連携が生まれ様々な活動を行うことができる活動拠点の必要性を検討するとともに、市民の利便性や維持管理の効率性の向上に加え、老朽化した公共施設等の機能集約についても、大仙市立地適正化計画等との整合性を図りながら実施してまいります。

次に、地域おこし協力隊の活動につきましては、都市部に居住する若い人材を呼び込み、新しい視点での地域活性化に取り組むため、今年4月から新たに3名を採用し、現在4名体制で活動を行っております。

現在の活動内容は、大仙市の魅力を市内外の人に知ってもらうため、イベントや史跡などの取材を通して地域の方々と触れ合い、ブログやSNS、広報を活用して情報発信を行っております。このことにより、移住を考えている方など市外の人には、大仙市を訪れてもらうきっかけづくりになる一方、市内の人には自分が住んでいる地域の良さを再認識していただく機会となり、地域に対する誇りや自信を持つことにつながるものと捉えております。

協力隊に大仙市へ移住しての感想を聞いたところ、「自然が豊かで山菜が豊富」「今のところ生活面で不自由はない」「言葉が聞き取れないこともあるが、方言を聞くとあたたかい気持ちになる」「情熱、心意気などの人の熱さ」などの良い印象であった一方、大仙市に不足していることはとの問いには「首都圏における秋田の情報量の少なさ」

「単独ではなく、他市町村との連携した事業の実施」「駅と周辺施設からなる魅力」などが挙げられました。

こうした意見を踏まえ、今後、市の魅力発信の強化とともに隊員それぞれの個性を生かしながら、地域資源や地域の特徴、特色に新たな価値を見出すことで地域住民にとって有益な取り組みにつながる活動を行ってまいります。

市では、協力隊に、これからの大仙市での活動の中で、それぞれが任期を終えた後の定住につながる仕事など関わりを見つけるとともに、市への愛着が生まれ、引き続き市の魅力を発信していただけるよう活動をサポートしてまいります。

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、13番。

○13番（小松栄治） 今のご答弁でいろいろ述べていただきまして、本当にありがとうございました。

ただ、意見を聞いたり物事をやるたびに、各場所のどこから聞いておる状態が見受けられます。それもいいことですけれども、やはりこの8万4千人近くいる大仙市の人口の中で、その人たちから聞いてやるのもオッケーですけども、そのほかに、やはりもう少し踏み込んだ形の、例えばアイデアやまちづくりの構想などの募集を行うとか、それから、地域再生協議会、または策定委員会を立ち上げるとか、もちろんその中身は、例えば一般の方々ももちろんですけども、市民の団体、企業、商店街など様々な人たちの意見交換を交えながら、各地区の課題をあわせて、衰退している8カ市町村どこでもですけども、それなどを課題にして、ひとつ活性化に向けて考えていかなきゃならないと思うんですけども、市長さん、どんなもんでしょうかね。まだもう一つあるす。

それから、今のせっかく4人の地域おこし隊が後ろの方におりますが、私はたぶん外から見て大仙市のことについて、まだちょっと来たばかりでわからないと思いますので、そのあたりも勘案しながら、ただし、今現在考えておられるこの大仙市を見なくてもすね、考えているものを大切に、いわゆる初めての考え、来た考え、これが大切だと思います。見てからだど、いろいろ様々です。確かに新聞では、あちこちを見ながら、まちおこし隊の人たちが新聞等に載っていましたけれども、それを生かしながら、大仙市の知らないところを見つけてという記事がございましたけれども、それもよろしいですけども、我々ももちろん大仙市をみんな熟知しているわけではございませんけども、若い

人は若い人の考えがございませぬので、それらを引き出すような、どうか部長さんなり、ほかの人でもやっていただけないかなと、これは要望でございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めませぬ。老松市長。

○市長（老松博行） 小松栄治議員の再質問にお答え申し上げます。

まず最初に質問ありました地域活性化推進室を作つて、いろいろなことに取り組んできたところでありませぬ。私の発案で設置させていただいたものですがけれども、地域の活性化、八つの地域それぞれ特徴が違ひませぬ。歴史・文化も違ふということだ、地域の活性化やまちおこしにつきましては、やはりその地域に愛着を持っている方々、また、誇りに思っている方々、そして自信を持っている方々と言ひませぬか、そういった方々が先に立つて進めていくべきだということだ、そうした認識がありましたので地域活性化推進室を作つて、そして地域協議会の皆さんや地域の皆さんといろいろ意見交換をして、その地域を何とすればいいのかというようなことをいろいろ話していただきながら、協議していただきながら進めていただきたいという趣旨で今まで進めてきたところでありませぬ。これは全て「がんばる集落応援事業」など、それから「地域の魅力再発見事業」、全て同じような考え方に基ついたものですがけれども、その協議すること自体が大変大事だということだに思ひしております。結果の事業、その成果も大変もちろん大事なわけですがけれども、その途中の段階での市の職員や地域の皆さん、関係の皆さんが一生懸命共通認識と言ひませぬか、そういう目的に向けて話し合ふと、そういったことが大変重要な事業だということだに思ひしておりますので、成果ももちろん大事ですがけれども、一生懸命地域の皆さんがそうしたことを話し合ひていただきたいというふうだに思ひしているところでありませぬ。

今、議員からご提案ありましたいろいろアイデアとかそういったまちづくりの、何と言ひませぬか施策の募集というような、それからいろいろ広く意見を聞くというようなことはもちろん大事なことだに思ひしておりますので、この後の活性化、地域の活性化に向けていろいろ参考にしたいというふうだに思ひしております。

それから、二つ目の今の地域おこし協力隊の皆さんの、何と言ひませぬか、大仙市に来ての第一印象と言ひませぬか、そうしたものはやはり大事だに思ひませぬし、また、特に若い方々でありますので、そうした若い方々の目線でのいろんな提言、こうしたらいんじやないかと、こうしたことを大事にこれからも伺ひてまいりたいというふうだに思ひ

います。よろしくお願ひします。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 次に、3番の項目について質問を許します。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、13番。

○13番（小松栄治） 次に、3番目の発言事項についてであります。

健康への取り組み方についてであります。介護を受けずに日常生活を送るとする健康寿命は、秋田県は大仙市が全国では最下位の71.21歳で、女性は74.53歳の33位であります。健康を維持していくためには、生活習慣の改善であり、健康運動の推進はもとより、医療の高度化をはじめ、頭を使う作業と有酸素運動を同時に行い、脳を刺激し、認知症予防を行う運動であります。

また、メンタルヘルス（心の健康）であります。を含む健康分野とあわせ、健康への投資が必要ではないのかお伺ひいたします。

加えて、団塊の世代が7年後の2025年には、5人に1人が認知症になるとも言われており、高齢になっても元気で長生きするために、食生活や頭を使う運動と適度な運動などと、生活習慣の改善であり、それが健康寿命の延伸につながると同時に、総合的な健康づくりの運動を行うことが必要とあると思うが、市ではどんな対策に取り組んでおられるのか、また、今後、健康への取り組み方と同時に健康寿命のプラン、いわゆる計画についてお伺ひいたします。

あわせて、四つの事項についてお伺ひいたします。

一つ、健康増進計画の推進と実行について。

二つ、食事と食品の取り方の推進と実行について。

三つ目、高齢者の生きがいと健康との連携について。

四つ目、健康寿命の延伸と、その成果及び指標についてであります。

よろしくご答弁お願ひいたします。

○議長（茂木 隆） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小松栄治議員の三つ目の発言通告の健康の取り組み方に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（茂木 隆） 加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 質問の健康の取り組み方についてお答え申し上げます。

はじめに、市で取り組んでいる健康対策につきましては、平成28年3月に策定した「第2次健康大仙21計画」に基づき、保健、医療、福祉等の関連分野と連携しながら、市民を中心とした総合的な健康づくりを推進しており、この中でライフステージごとに健康課題に応じた対策を実施しております。

特に健康寿命の延伸は施策の柱でありますので、市民が生涯自立した生活を送れるよう、若いときからの健康づくりを支援するとともに、高齢者に対しましては、認知症予防事業や介護予防事業を中心に、体力づくりや生きがい創出につながる取り組みを進めております。

また、メンタルヘルス対策を含めた自殺予防対策も市の重要施策でありますので、今年度、市の推進体制を強化し、一層取り組みを拡充してまいります。

さらに、高度医療の充実など医療体制の整備につきましても、医師会等の関係団体と連携し、地域の中核病院であります大曲厚生医療センターを中心とした地域医療の強化に努めております。

次に、健康寿命の延伸プランに関する四つの質問事項についてであります。一つ目の健康増進計画の推進と実行につきましては、第2次健康大仙21計画におきまして、がん、脳血管疾患、心疾患などの生活習慣病による死亡率の改善を図るとともに、生涯を通じて健康づくりを実践できる環境整備に努めております。あわせて、自殺予防対策にも力を入れており、市民参加型のメンタルヘルス事業の推進により、自殺率は年々減少傾向にあります。

二つ目の食事と食品の取り方の推進と実行につきましては、平成26年3月に策定した「第2次大仙市食育推進計画」に基づき、食育を推進する企業や団体等と連携して栄養バランスに関する料理講習会の開催や秋の稔りフェア等のイベントにおいて減塩の啓発を行うなど、健全な食習慣と体に良い食品の普及に取り組んでおります。

三つ目の高齢者の生きがいと健康との連携につきましては、介護予防事業や認知症予防事業とあわせて、高齢者が自主的に会館等に集い、様々な活動に取り組むことを支援しており、こうした自主活動を通じて楽しみや喜びを感じ、生きがいを創出できるよう努めております。

四つ目の健康寿命の延伸とその成果及び指標につきましては、「第2次健康大仙21計画」に基づき、介護が必要な期間を縮小することを重点目標の一つとして、健康寿命

の延伸に向けて各種の取り組みを推進しております。

特に認知症の予防対策の重要性がますます高まっており、現在「はつらつ教室」や「認知症タッチパネル検査」などをはじめとする体と脳の活性化を促進する体操などを行っております。

健康づくりにつきましては、一つの政策がすぐに成果に結びつくことが難しいため、生活習慣の改善をはじめ、認知症予防やメンタルヘルス対策など、様々な分野と協力して取り組む必要があります。

今後も、体と心の両面から市民の健康寿命の延伸につながる施策を総合的に進めるよう努めてまいります。

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、13番。

○13番（小松栄治） 部長、ありがとうございました。

その中の私、要望もあります。と申しますのは、健康への取り組みイコール健康寿命については先程申し上げましたが、健康増進のため、これから大切ですのでよろしくお願い致します。歩道や散策路、公園、それから運動広場等々におきまして、ウォーキングコースや、その順路と距離、そしてその消費カロリーと何秒でそのコースにあるかと、その人の運動年齢がすぐわかるということがございます。いわゆるウォーキングコースを作って、このとおり旧8市町村ありますな。そうやってやっていただければ、先程チャレンジデーもあったんですけれども、それは普及活動ですけれどもですよ、常々の365日についてのそれにつながるんじゃないかなと思いますし、あわせてその中に看板の、年齢等がわかる看板などを設置していただければと思います。

また、あわせて生活習慣の改善を普及する専門員、たぶんいますと思いますけども、それとボランティア育成など認知症を応援するサポーターの養成など、あわせて健康でなければ働くことができ、労働力の不足の解消をとの観点からも健康対策が必要と思うので、どうか今のことも踏まえながら、これ要望ですけれども実施していただければなと思います。よろしく申し上げます。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 小松栄治議員の再質問にお答え申し上げます。

健康づくりに関しましては、様々な運動、それからスポーツイベント、いろいろな健

康、食生活の改善からやっていることでありますけれども、特にハードを整備する方向性につきましては、市民の要望と課題を十分に把握する必要があると思います。先程申し上げましたけれども、市が策定しました第2次健康大仙21計画は、平成32年度が中間評価の年度となっております。これにあわせて健康づくりに関する市民アンケートを来年度に実施する予定でありますので、市民の健康づくりの実態や、ソフト、それからハードも計画、両面あわせまして2次の調査を進めながら健康の見直しとともに健康大仙21計画の基本理念であります「笑顔かがやくまち」の実現を目指してまいりたいと思います。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 13番。

○13番（小松栄治） 先程要望いたしましたけれども、それは答えらいねすな。市長から答えでなければありがたいと思うす。よろしくお願いします。

○議長（茂木 隆） 老松市長。

○市長（老松博行） 小松栄治議員の再々質問にお答え申し上げます。

先程ご要望ということで何点かご指摘がありましたので、その点につきまして今後検討させていただきたいと思います。

○議長（茂木 隆） 次に、4番の項目について質問を許します。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、13番。

○13番（小松栄治） 次に、四つ目の発言事項についてであります。

まず、日本の元総理大臣の田中角栄氏は、旧態依然の体質や世間を見ての判断力の欠如など、組織を変えるには若い力が必要であり、組織に新風をもたらし、刷新の起爆剤となると訓示したと言われております。

また、京セラの創業者であります稲盛和夫氏が著書の「働き方」で示した計算式では、「人生・仕事の結果＝考え方×熱意（努力）×能力」であり、考え方が最も大切で、利己的でなく、仕事を通じて社会を良くしたいという心の持ちようで結果が変わるとあり、また、自らの熱意（努力）と考え方が重要であるとしております。

それでは、一つ目といたしまして、今、政府では、週40時間労働の原則や残業代の支払いなど、また、労働時間規制を高度な専門性などにより一定条件を外し、職務範囲

が明確な高収入と高度専門知識がある労働者が対象で、しかも年収が平均3倍以上の1,075万円以上の想定する経営コンサルタントなどが対象で、本人の同意または労使委員会の決議も必要であり、年104日の休日を義務とするなど、自由に働く、休んでも自由にメリハリが効く可能性がある。加えて、制度を適用した後でも撤回し、元の働き方に戻れる規定を盛り込むなど、柔軟な働き方と労働生産性の向上につながるとしており、規制の対象から外す高度プロフェッショナル制度、いわゆる高プロの導入を70年ぶりに創設を行おうとしております。

ただ一方で、創設には労働時間と成果が必ずしも比例しないホワイトカラー業務の増加などがあり、成果で評価する制度であるとするかどうか問題もあります。

それでは、一つ目といたしまして、高プロ制度の大革について市ではどのようにお考えでしょうか。また、この高プロの法案が決定された場合、どう対処し、どう取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

二つ目といたしまして、大仙市の職員の勤務時間、一日当たり、月当たり、年間の合計と時間外勤務時間、1週間、1カ月、年間の上限時間数とあわせ、時間外勤務の年間手当の額、平成25年度から29年度までのそれぞれの年間手当、残業の額をお伺いいたします。

三つ目といたしまして、県としては、行政改革の一環として職員数の削減を続けており、一方、時間外労働時間は増加の傾向にあり、業務の効率化が課題となっております。大仙市でも時間外勤務時間が年々増しておりますが、その増加の原因と今後の時間外勤務時間の抑制と併せ、どのように取り組まれているのか、また、具体的な改善策をお伺いいたします。

四つ目といたしまして、長時間の労働時間や長時間外勤務時間を余儀なくされ、過労死につながる恐れがあるために、それらを解消するには、仕事が終了して次に始まるまで、一定の休息時、いわゆる勤務間インターバル制度を授けておられますか。もし授けていないとすれば、この制度は過密労働を防ぎ、健康を守る切り札となり得るこの制度を、市では取り入れるお考えはないのかお伺いいたします。

以上であります。

○議長（茂木 隆） 4番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小松栄治議員の四つ目の発言通告の働き方改革に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（茂木 隆） 舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 質問の働き方改革についてお答え申し上げます。

はじめに、高度プロフェッショナル制度につきましては、議員ご案内のとおり長時間労働の是正、また、多様で柔軟な働き方を実現するため、労働時間ではなく労働の成果に対して賃金を支払うものであり、労働時間の成果の関連が薄い仕事に対して適用される制度であります。

政府では、この制度により短時間労働が可能となるほか、出勤・退社時間を自由に決めことができ、長時間労働の是正や柔軟な働き方ができるとして、法律の整備を進めているところであります。

一方、この制度は、定時の勤務時間や時間外勤務という概念がなくなるため、成果を上げるために長時間労働となることが懸念されるほか、時間外勤務手当も支給されないなど、長時間労働を合法的に容認できる制度となる可能性も指摘されております。

政府で想定している対象者の要件は、高度な専門的知識を必要とする研究開発などを行っている方で、年収1,075万円以上を満たす方を想定しております。

市といたしましては、制度内容の把握に努め、市内対象事業所の導入による労使間トラブルが発生しないよう、商工団体やハローワークなどの関係機関と連携しながら制度の周知を図ってまいります。

なお、市職員の中で、この高度プロフェッショナル制度に該当する者は、いないものと認識しております。

次に、職員の勤務時間につきましては、一日当たり7時間45分で、昨年度の勤務日数224日で算出しますと、月平均157時間35分、年間1,891時間が職員1人当たりの勤務時間数となります。

また、年間の時間外勤務手当の額につきましては、突発的な災害対応などを除き、平成25年度で8,956万円、26年度9,261万円、27年度1億168万円、28年度1億924万円、29年度では1億1,611万円の実績となっております。

なお、時間外勤務時間数に上限は設けておりません。

次に、時間外勤務が増加傾向にある原因につきましては、厳しい財政状況の中、義務的経費の大きな部分を占めます人件費の抑制の観点などから定員の適正化に取り組んでおりますが、一方では事務事業が年々増加傾向にあることから、職員1人当たりに係る事務量の増加が大きな要因であると考えております。こうしたことから、災害復旧事業

など一部を除いた全ての事務事業について、市が実施すべき事業なのか、コストをかけずに実施できないか、民間に委託できることはないかなど、ゼロからの視点により徹底的に点検するよう、先程の一つ目の市長の答弁にもございましたとおり、先般、職員に対して指示を出したところであります。

今後、点検結果も踏まえまして、事務事業のスリム化を図りつつ、今後の組織のあり方も十分に検討し、効率的な人員配置によりまして時間外勤務の抑制を図ってまいりたいと存じます。

次に、勤務間インターバル制度につきましては、前日の就業時刻と翌日の始業時刻との間に一定の休息時間を確保する制度であります。過重労働の防止、職員の心身に係る負担の軽減を目的としております。

また同時に、職員のストレスも軽減されることから、仕事への意欲が向上し、心身の健康維持、業務の効率化などが期待されております。

一方、制度を導入した場合、職員の始業時刻が前日の終業時刻に左右されることにより、例えば繁忙期の特定の部署において日中の職員態勢の確保に支障を来すおそれもあるなど、あらかじめ解決しておくべき課題も多いと認識しておりますが、市におきましては、これまで導入を検討した経緯はありません。

こうしたことから、この件につきましては、働き方改革の一環として今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、13番。

○13番（小松栄治） どうかひとつ職員の働き方について、過酷な、また、長い時間のあれをきちっと抑制しながら、どうかこの後やっていただきたいと思っております。

ただ、もう一つ、仕事の増える量がやっぱり、今は少し良くなったんですけども、機械等で、例えばICTだとか等々でやっておりますけれども、その中の市民よりの応答業務に何とかひとつ、人工知能（AI）を活用するというのも一つの案ですので、ひとつそのあたりも考えていただければなと思います。よろしく申し上げます。答弁お願いします。

○議長（茂木 隆） 答弁求めますか。

○13番（小松栄治） はい。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小松栄治議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、ご指摘ありました職員の労働環境と申しますか勤務状況と申しますか、そうしたことの改善については、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、その一つの手法として、今ご提案いただきましたICT、AIですか、人工の、ICT、情報通信技術、それから今、IoTと、もののインターネットということも言われております。そうした手段で改善できるものについても検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（茂木 隆） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） これにて13番小松栄治君の質問を終わります。

【13番 小松栄治議員 降壇】

○議長（茂木 隆） 一般質問の途中であります。この際、暫時休憩いたします。11時10分に再開いたします。

午前11時01分 休 憩

.....
午前11時10分 再 開

○議長（茂木 隆） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、23番金谷道男君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、23番。

【23番 金谷道男議員 登壇】

○議長（茂木 隆） 1番の項目について質問を許します。

○23番（金谷道男） 大地の会の金谷です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今年は、3年に一度の固定資産税のもとになる資産の評価替えの年となっております。固定資産税は、大仙市のここ5年間ぐらいの決算を見ますと、調定額で38億円前後、徴収率で97パーセントぐらいで推移し、収入済額は37億円前後です。市税の中でも安定している基幹的な役割を果たしている税目です。

このことは、市財政にとっては大事なことでありますが、一方、負担する市民の方からも適正で公平な負担だと理解していただくことも必要ですし、持っている資産を有効に活用し、納税につなげてもらうことも大事だと思います。

また、固定資産税は償却資産は別として、土地、建物については自己申告する税ではなく、市が基礎となる評価や税額を決める税です。

大変難しい複雑な算出方法があるようで、相当な専門家でない限り、しっかり理解するのは難しいように感じます。

今年度、固定資産税の納付書が5月1日付で各所有者に送付になりましたが、その時に何となく高いなと感じている市民もいるようです。まあでも仕方がないかというようなことで納税していただいているというのも現実かとも思います。

そんなことから、評価替えの年でもありますので、市民の皆様にも理解していただき、気持ちよく納税していただきたいという意味も込めて固定資産税に関して何点か質問をさせていただきます。

1点目は、固定資産税のもとになる資産の評価替えが行われたわけですが、この作業はどのように進められるものなのでしょうか。先程も申し上げましたが、大変複雑な計算になるような要素もあるようでございますが、簡潔な説明をお願いしたいと思います。

また、資産の評価替えの結果は、従前と比較して市から見ますと、総資産額や固定資産件数などの増減は、どのようになったのでしょうか。

2点目は、評価額に不服がある場合は、通知書が届いてから3カ月以内に審査申し立てをすることになりますが、今現在、不服審査申し立てがあるのでしょうか。

また、前回の評価替えの際には、この審査不服申し立てがあったのでしょうか。

3点目は、大仙市では固定資産税の対象となる土地や建物の所有者不明物件があるのかなのか。あるとすれば、どのぐらいあり、その対策をどのようにしているのか。

近年、資産に関する人々の考え方が変わってきており、利用価値のない固定資産については、相続して登記すると、土地管理責任に加え固定資産税の負担も発生することから、登記せずに知らんぷりをする例が全国には多数起きているようです。

先程も言いましたように、固定資産は市の財源のもとにもなっていることから、存在とその所有者の把握する対策が必要かと思います。そういった点から質問させていただきました。

最後の質問は、税担当というよりも空き家対策やまちづくり担当部局の仕事になるか

と思いますが、遠隔地に住んでいる資産の所有者は、普段あまり自分の所有している資産については関心がない人もいるかと思います。しかし、固定資産税の納入通知書が届いた時には、意識するのではないかなと思われま

そこで、資産活用の点から、市で把握している空き家などの所有者に対し、今後どのように維持管理や活用をしていくと考えているのかなどのアンケート調査をしてみたいかがと思いますが、どうでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 金谷道男議員のご質問にお答えを申し上げます。

質問の固定資産税についてであります。はじめに、評価替えの手順についてご説明をいたします。

宅地の固定資産評価額は、利用状況の似た区域ごとにそれぞれ標準宅地を定め、その1平方メートル当たりの単価で計算する仕組みとなっております。

今回の評価替えでは、まず、平成27年度と平成28年度に不動産鑑定士とともに市内を586の利用状況の似た区域に分類をしております。そして、それぞれに標準宅地を定めた後、不動産鑑定士が平成29年1月1日現在の単価の鑑定評価を行っております。その7割の額を固定資産評価額の算出の単価として定めているものでございます。

平成29年度には、平成29年7月1日までに著しい地価の下落が見られる箇所につきましては、不動産鑑定士による鑑定と修正を行い、評価替えに向けた全586地点の単価を決定しております。平成30年度の固定資産税は、この単価を用いて市内全域の宅地、約9万4千筆があります。これを再評価した上で算出をしているものでございます。

なお、評価額につきましては、原則として3年間は据え置きとなりますが、著しい地価下落が見られる場合におきましては、評価替えの年以外でも評価額を修正することができることとなっており、近年、地価下落傾向の中で大仙市でも修正を行ってきてございます。

また、宅地の評価替えの結果でございますが、税額が5月の末現在で約7億3,500万円となっております。地価の下落を反映し、前年と比較し約4.6パーセント減少しております。

一方、建物の評価替えにつきましては、市内全域の建物につきまして物価水準の変動と、それぞれの建物の築年数に応じた減額割合を反映させ、評価額を再計算する作業を行っております。この減額の割合は、新築時の評価額を現在の評価額に置き換えた額の20パーセントが下限と定められております。平均的な木造住宅では、築23年で下限に達し、その後の評価額は据え置かれております。

建物の評価替えの結果につきましては、市内全域で約6万棟のうち、このうち約1万2千棟で減額割合が拡大し、合計で税額が9,300万円減少しているものでございます。

次に、今回の評価替えに伴います新たな評価替えにかかわる固定資産評価審査委員会に対する審査の申し出につきましては、現在のところ、おらないものでございます。

また、大仙市になって以降は、平成27年度に1件の申し出がありました。これにつきましては、固定資産評価審査委員会におきまして一部容認の決定がなされております。

次に、固定資産の所有者不明の物件についてお答えを申し上げます。

全国的に課題となっております所有者の不明土地・建物につきましては、相続登記などを行わないこと等が要因となりまして、法務局の不動産登記簿により所有者の特定を直ちに行うことの難しい物件でございます。

大仙市におきましても土地約57万筆、建物6万棟と、大変膨大な件数を有する、課税対象とする固定資産税でございます。納税義務者であります所有者を法務局の登記情報で特定できることが課税の根幹をなしておりますが、一方では、相続登記がされておらず所有者の特定が困難な物件も存在をしております。

現在、大仙市における所有者不明の土地については、大きく二つに分類されます。

一つ目としましては、明治6年の地租改正から法務局の登記制度が創設になった時点において、所有者の氏名の登録しかないものであります。全部で480筆ありますが、これにつきましては、国土調査事業など現地確認等により相続人が判明次第、固定資産税台帳の変更登録を行っております。

なお、これらは山林や原野がほとんどで、課税標準額が30万円未満となっており、課税されないものとなっております。

二つ目として、相続登記により所有者を特定できない土地が現在358筆ございます。この件に関しましては、全国的な課題でもあることから、現在、法務省の研究会におきまして、土地の所有権の放棄、あるいは相続登記の義務化、土地の所有権放棄による帰

属先について議論が行われております。

この後、平成32年までに関連法案の国会提出を目指していると伺っております。

一方、平成29年度においては、大仙市全体で約900人の納税義務者の方が亡くなっております。死亡届の提出時に納税義務承継届の提出をお願いしているところがございます。その後、承継届の提出がなく、相続登記も完了していない物件の洗い出しを年2回行い、これらの相続関係について戸籍の書類等で調査を行い、法定相続人に対し提出を促す通知を送付しているものであります。また、最後まで提出がない場合は、相続放棄がないことを家庭裁判所などで確認した後に、相続人代表者の指定を行い、納税義務者として固定資産台帳に搭載しております。

納税義務者の継承につきましては、ほぼ全てにおいてなされております。

所有者の不明土地の対応につきましては、今後も適正な課税に向けた所有者の把握に努めるとともに、この後の法律改正など国の動向を注視してまいりたいと存じます。

また、空き家に関するアンケート調査のご提案でございます。

平成30年5月末現在、大仙市には1,090件の空き家がございます。そのうち危険度が高いと判定されたものについては、平成23年12月に制定した「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」及び平成27年5月に施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」により、所有者への解体を含め危険防止の助言・指導、勧告などを行っているものでございます。

また、平成24年度からは、利用再生可能な空き家の登録制度についても空き家バンクにおいてその活用を行っているところでございます。

議員ご提案のアンケート調査につきましては、空き家所有者の管理に対する意識の醸成、自主的な解体の検討、あるいは移住を希望する方々に提供できる空き家の掘り起こしなど様々な効果が期待できますことから、関係部署との協議を図りながら実施について検討してまいりたいと思います。

以上であります。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、23番。

○23番（金谷道男） 全体の課税と申しますか件数、額については、はい、わかりまし

た。

一つ目、その異議の申し立て、これはないにこしたことはないし、過去にもなかったもので非常にいいんだと思います。このまま推移してくださればいいと思いますが、全国では結構最近、この申し立てが多いというようなことがありましたので質問させていただきました。

それで、そのことに関してなんですが、絶対ないとは言われたいと思います。納入通知書を見ますと、この納入に異議のある場合はここへ連絡してくださいということで、いわゆる税の担当の課だけでなく、支所も当然あるわけです。

そこで、支所にこの額のこと、異議の申し立てももちろんそうですけども、この固定資産税に関する相談事項、あるいは確認、不服といかなくても確認みたいなことが起き得ることも可能性として私はあると思っています。そうした場合に、支所でしっかり対応できるそういう体制になって欲しいんですが、そこら辺のいわゆる担当のところと支所のそれぞれの直接窓口になるところとの連携といいますか、情報の共有、そういったところはどのようにされておるものなのか、私たまたま今日は一般質問でやりましたけれども、同じようなことがもしかすれば市民の方から出てくるかもしれない。これたぶん、普段はないんだと思うんですが、そういう基本的なところの対応を支所の方でもできるような情報共有を庁舎の中でしっかりして欲しいと思いますので、そこら辺どのようになっているのかということ。

それから、もう一点、アンケート調査についてなんですけれども、じゃあアンケート調査をした方がいいなと思ったのは、このように空き家が非常に最近やっぱり増えてきます。私の周りでも結構今年になってから空き家になってしまった、あるいは今、空き家になったというようなケースもあります。比較的新しいうちにそういったものが活用できるような方向になればいいもんだなと思います。といいますのは、最後先程言いました空き家条例によって非常に危ない状態になってきたときの処理が行政に来るという流れが、最後は何とかしてくれるみたいな感じだと非常に私はいいい傾向ではないと思うので、むしろ先程言いましたように、せっかくの資産ですので活用してもらえようような、そんなことをするためには事前にやっぱりしっかりと把握をしていく、おくということが必要なんではないかなと思います。

実はこのことに関して、先日、私ども議会の特別研修で議会の方にはご報告させていただいたんですが、「空き家の対策と住宅のストック社会形成の最前線」という講座を

早稲田大学の講座を受けさせていただきました。そのときに、日本全体でもう住宅はオーバーフローしていると、それが実態であると。だけれども、なかなかその資産活用が、要するに日本は新宅信仰、新しい新築信仰があってなかなか諸外国のように中古の住宅が流通していないという現実があるというようなこともおっしゃっていました。そしてまた、非常に少子化が結局二つの家を持つという子どもたちの時代になってくると、そういったこともあるだろうと。

ただ一方で、その時の講師の先生の話でしたけれども、自分の担当している学生たちの中には、非常に地方回帰の雰囲気が、その年齢の上の人たちよりも、そういう学生の人たちも非常にそういうものがあるということなので、そういったことを考えると、今の若い人たち、比較的、家を所有するというよりも借りるという発想が多いかもしれないです。そういった場合にやっぱり受け皿として、その空き家というものがあるのかなというふうなことも感じてきました。そういった意味で行政が全部やるというのは非常に難しい話だと思いますが、民間のいわゆる関連業界の方々とは何か手を携えて、そういったことの方角にも向かうことが、結局は最後に空き家の処理を市の方に、行政の方に来ないようにするための、一つの予防線にもなるかなというふうにも感じましたので、そういったことも含めてどのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、空き家の活用のお話になりますけれども、やはり今、私どもも調査した結果、今の若い方々は、いわゆる住まいを購入するよりも賃貸をしたいというような方々が市役所に来て、これは移住という観点もあるでしょうけれども、そういった方々が圧倒的に件数が多いです。ところが、空き家を持っている方々は、逆に売却したいという方々の方が多いことになっておりますので、そこら辺のところの乖離も含めて考えていかなければならない。それから、民間業者との連携・協力ということで、宅地建物取引業協会の皆さんとも、しっかりした連携を組み合わせながら、何とかしてこの空き家という一つの資産を活用して大仙市の方に移住・定住していただける方の掘り起こし作業を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、支所と本庁とのこの考え方につきましては、これは議員の方でおっしゃられることだというふうに思っております。現在、支所で固定資産の情報は見れますけれども、やはり何と言っても支所の職員と本庁の職員の認識の共有、それから方向性の共有、

それから、最終的には職員個々のスキルという観点も出てまいります。こういったことで、現在、窓口の対応というのは支所になっておりますけれども、支所でも受付をするのでありますけれども、やはり最終的な対応は現在、本庁で行っているのが実態でございます。そういったことから、これは固定資産税だけでなく、市全体の仕事の全業務に共通することでありますので、今一度このところはしっかり本庁、支所、情報共有が図られ、同じような観点で市民の皆さんにお答えを申しできるような、そういった仕事をする意味での体制づくりといたしますか、仕組みづくりといたしますか、そういったことを再度、もう一度考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、23番。

○23番（金谷道男） 今の活用についての件については、富山市の方では結構進んだ取り組みをしているようであります。私どもまだ、その講座の時に聞いただけの話ですので実態はちょっとわかりませんが、この後ちょっと勉強してみたいなと思っておりますが、そういった先進例もあるようであります。空き家の危険対策について、安全・安心対策については、もう全国に先駆けてやった大仙市ですので、活用についても、こういう地方だからこそできる何か活用の方法があるのではないかという思いもあって質問させていただきましたので、共に何か良い道を探ればなというふうに思います。

それから、支所対応の話ですけれども、まさに今、副市長がおっしゃられたことを私も確認したいという意味合いであります。せっかく再任用の制度もありますので、ここにはこういったことに対するベテランの知識を持っている方々がまだいると思います。決して税ではありません。基本的な市民の方々に対する説明の仕方、あるいは内容のお伝え、わからないから本庁でって最後になるようであれば、せっかくの支所が生きてこないというふうになると思います。ここ半年ぐらいの間にいろんなことも起こりました。やっぱり支所の士気、やる気を是非つけて、そして市民から信頼されるような、そういった仕組みを是非早急に全ての部局につくって、やっぱり意識、意欲の問題だと思っております。やっぱりまちづくりは市民の方々と、それからその業務に携わる我々のやっぱり意識とやる気なんだと思っておりますので、そこら辺をしっかりとやっていただきたいということをお願いしまして質問を終わらせていただきます。

- 議長（茂木 隆） 答弁は必要ありませんか。
- 23番（金谷道男） もしあれば。
- 議長（茂木 隆） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 金谷議員の再々質問にお答え申し上げます。

空き家の関係につきましては、第1回定例会の時に渡邊秀俊さんの質問にもお答えしたとおりであります。いろいろ難しい点もありますけれども、先程言いましたように危険な空き家対策については先進的に取り組んできたところでもありますので、さらに一歩踏み込んだそうした対策を考えていかなければいけないというふうに強く思っているところでもあります。そうした関係で、このアンケート調査は、是非実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、今、支所の関係につきましては、やはり本庁と支所の改めて何と申しますか役割の分担と申しますか、やってきたつもりですけれども、再度いろいろ今回トラブルが発生したところでもありますので、これを機会に質してというか、より良い形にしていければというふうに思っております。先程申し上げましたように支所の重要な点、これは地域それぞれに基づいた地域活性化、地域おこし、支所が重要な役割を担っているというふうに思っております。そうした意味でも、支所がしっかりと動くような、動けるような、それから市民の皆さんの期待に応えられるような、そうした支所にしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いします。

- 議長（茂木 隆） これにて23番金谷道男君の質問を終わります。

【23番 金谷道男議員 降壇】

- 議長（茂木 隆） 次に、10番藤田和久君。
（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（茂木 隆） はい、10番。

【10番 藤田和久議員 登壇】

- 議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。
- 10番（藤田和久） 日本共産党の藤田和久でございます。私は2点について質問をいたします。

最初の質問は、給付型奨学金制度の創設を求める取り組みについて質問いたします。

私は、前の3月議会においても同じタイトルで質問をいたしております。また、その時に教育長さんからは、ふるさと就職者奨学金償還免除制度があるとのことご答弁をいただ

いております。

そこで私は、この春に高校を卒業し、進学を予定している方々7人の方に「給付型奨学金があったら利用してみたいと思いますか」という質問形式で伺ってみました。そうしたら、ほとんどの方々は活用したいとのことでした。7人中5人の方から「それはどちらの奨学金で、どのような手続きが必要なのでしょうか」などと聞き返された次第でございます。

教育長の答弁の中にあつた「ふるさと就職者奨学金償還免除制度」は時限的なものであつて、これから大学などに入学の場合には対象にはならないとのことでもあります。ですから、大仙市には、給付型の奨学金制度もなければ、ふるさと就職奨学金償還免除制度も、現在、実質的には、ないということになるわけでもあります。政府でさえ給付型奨学金制度が必要ということで、2万人分の給付型奨学金制度を確保いたしました。それでも大学進学者のごく一部だとのこと。そのため、各自治体でも給付型奨学金制度の導入を検討する自治体が増えているとのこと。

少子高齢化の進行で、ますます人口減少が進むと言われている中、子どもたちの約7割が大学へ進学する時代です。しかし、その中には学費などの経済的な問題があります。国の制度で小学校から大学までの教育費が無料であれば問題はありませんが、学生が生活費や学費などのために多額の借金を抱えるということは、現在、社会問題化になっています。そのため、国の制度が整うまでには、自治体の支援も必要ではないかと思っております。若者が安心して勉学に励み、卒業後の社会へスムーズに移行できるように、教育関係への支援が是非とも必要だと考えます。

そこで、国でさえも給付型奨学金制度が必要とのこと、2万人分の枠を確保したもののですが、国の制度がさらに充実することを願いつつ、各自治体でも給付型奨学金制度の実施や検討が広がってきているものだと考えます。大仙市の場合、ふるさと就職者奨学金償還免除制度が実質的に終了したということは、給付型奨学金を増やそうという全国的な情勢の流れに反しているのではないのでしょうか。学生たちが多額の借金を背負うのではなく、安心して大学に進学し、勉強できるように支援するべきではないでしょうか。

そこでお伺いしたいと思えます。

一つ目は、ふるさと就職者奨学金償還免除制度の内容と年度別の利用者数の実績を教えてくださいたいと思えます。

二つ目は、若者が地元に戻ってこれるように、ふるさと就職者奨学金償還免除制度を継続すべきと考えますが、いかがでしょうか。人口減少が進んでいる現在、地元就職してもらおうと、そういうふるさとに帰るということを条件にした給付型奨学金制度にしてもらいたいと思います。

三つ目には、親の収入が低いために進学を遠慮している方もあろうかと思いますが、そのような方々にも安心して進学できるよう、給付型奨学金制度の導入を検討すべきと思うが、いかがでしょうか。

ご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（茂木 隆） 1 番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 藤田和久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の給付型奨学金制度の創設を求める取り組みについてであります。はじめに、ふるさと就職者奨学金償還免除制度の内容と利用者数の実績につきましては、平成23年3月から平成27年3月までの間に、四年制大学を卒業した奨学生が卒業後5年以上本市に住民登録し、県内に本社を置く事業所に就職するか、自営業に従事している場合において、全償還金額の半額以上を滞納なく償還した場合、残りの償還金が免除される制度内容となっております。

利用者の実績についてでございますが、この制度の対象期間に四年制大学を卒業した奨学生は68人で、このうち要件を満たした方は、平成29年度が最初でございまして5人、平成30年度は新たに3人となる見込みであります。

次に、この免除制度の継続につきましては、現在、秋田県では人口減少対策、定住対策の一つとして、平成29年度以降に県内に就職した方を対象として、平成30年度から奨学金の償還金の一部を助成する制度をスタートさせております。内容的には、県の制度は助成で、免除とは異なりますが、ほぼ同質のものと言えます。市といたしましては、今後の県の制度の運用や定着具合などを注視しながら、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

次に、低所得者層を対象とした給付型奨学金制度の導入につきましては、国の制度が本格稼働したことから、運用状況等を注視するとともに市の施策全体の枠組みの中で慎重に対処してまいりたいと考えております。

以上です。

【吉川教育長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 次に、2番の項目について質問を許します。

○10番（藤田和久） 二つ目に保育士確保についてお尋ねいたします。

現在の保育士不足という現状は、全国的な課題であり、学卒者の保育士を確保することは至難の業だと言われております。都会では待機児童が多く、民間の保育所が増えているようですが、保育士不足から限界があるとも言われております。また、最近、認可保育所において保育士不足ということもあり、事故を起こす例も増えてきているといえます。

そこで、政府としても保育士確保に対し、政府として支援する制度を検討しているといえます。来年の秋あたりから実施するということです。

大仙市でも保育士不足の現状は同様であり、市として保育士対策として支援もしているわけですが、なかなか満足できるような形には至ってはおおりません。今年の4月時点では待機児童はおおりませんでしたが、徐々に待機児童も増えてきていると伺っております。このように大仙市でも保育士不足は重大な問題となっております。

私の考えですが、大仙市の保育所運営に関しては、大きな問題があると考えております。それは、一つは民間運営であるということです。自治体直営と比較したら、賃金・労働条件に開きがあるものと考えられます。一つは、正職員率が100パーセントではないという問題です。どうして保育士さんが100パーセント正職員という保育園が他方にはあるのに、大仙市ではそうになっておらない、これが問題ではないでしょうか。もう一点は、賃金・労働条件が十分なのかという問題であります。民間運営とか、正職員になっていないという理由もあるのかもしれませんが、ほかよりも労働条件が悪いたら、新しい保育士さんは大仙市には来てもらえないのではないのでしょうか。これらの問題を少しでも改善しなければ、保育士の安定的確保は難しい課題となります。内部の問題を改善しつつ、長期的な立場から保育士の安定的確保を目指して奮闘すべきではないでしょうか。

そこで伺いますが、一つ目、大仙市では新卒者の保育士を確保するために、どのような努力をされているのか教えていただきたいと思っております。

二つ目に、大仙市の保育士確保については、市としても専任者を配置し、大学への訪問や保育士専用の給付型大型奨学金などの活用など、手厚い支援制度として活用して、地元の保育士確保・育成を進めていってほしいと思います。

また、保育士の賃金・労働条件も、新しい採用者だけでなく、全体の引き上げ・改善が必要と思われますが、いかがでしょうか。

以上で質問を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の保育士確保についてお答えを申し上げます。

はじめに、新卒者の保育士を確保するための取り組みでございます。

全国的な少子化の進行と同様に、大仙市におきましても年々出生者数が減少傾向にあるものの、子育て世代のライフスタイルの変化や女性の就業率のアップなどの要因となり、乳幼児の保育需要は増えてきているのが現状でございます。

市では、こうした保育所利用ニーズに対します受け入れ枠の拡大を図る上で、保育士の確保は最重要課題と捉えております。これまでも市独自の事業を実施し、就労前、就労時、就労後の三つの支援を進めてきております。保育士確保に努めてまいりました。

保育所を運営する民間の保育事業者と一緒に保育ニーズにおける現状認識を共有し、現場の声を積極的に取り入れながら、官民一体となった対策を行って、これまで以上に対策が必要であるというふうに考えております。

こうした中で県では、待機児童対策を目的に、広域的な連携と情報共有を図るための組織であります秋田県待機児童対策協議会を今年5月に立ち上げております。大仙市も参加をいたします。今後は、この協議会において新卒者の保育士の確保についても構成市町村とともに具体的な対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、専任者の配置や給付型大型奨学金制度の創設等につきましては、はじめの質問でもお答えをいたしました。これまで待機児童問題を含む様々な課題を検証した上で市独自の保育士確保対策となる事業を実施してまいりました。

平成30年度からは、これまでの確保対策に加え、市内の保育所等に就業した保育士が返還する奨学金につきまして、年間20万円を上限に5年間助成を行う「保育士支援奨学金返還助成事業」を創設しております。主に新卒者の保育士を対象とした事業を開

始する予定でございます。

また、求職活動中の市民の皆様の資格取得を支援いたします「資格取得応援事業」の資格の対象の中に新たに保育士と幼稚園教諭を加え、保育士不足の解消に努めているところでございます。

議員ご質問の給付型大型奨学金制度につきましても、まずはこれまで大仙市が進めてまいりました保育士確保対策事業、あるいは今年度から実施いたします確保対策事業の効果とニーズを検証してまいりたいと思います。

なお、専任職員の配置につきましては、大仙市におきましては、保育士確保対策における各種事業を担当する職員がおりますことから、保育士の採用元であります各法人が保育士を養成する大学などを訪問する際に大仙市も一緒に同行するなど、各法人と連携しながら保育士確保対策を進めてまいります。

次に、保育士全体の賃金・労働条件の引き上げでございます。

大仙市内の保育所のほとんどは社会福祉法人等が運営する民営の施設でございます。運営に要する費用は国が定めた基準単価を基本とし、国・県・市町村が負担し合う「給付費」が財源となっております。国では、保育士の処遇改善を目的とした給付費の加算制度を開始してございます。

また、市では、平成29年度から臨時保育士を対象とした「臨時保育士処遇改善推進事業」を実施しております。この事業では、就労の促進、それから離職の防止を目的に実施しているものでございます。

市といたしましても、今後も保育事業者と現状の認識の共有を図り、保育士の処遇改善につながる施策を模索しながら、保育士確保対策と待機児童解消に結びつくよう、保育事業者と連携のもと、取り組みの強化に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） これにて10番藤田和久君の質問を終わります。

【10番 藤田和久議員 降壇】

○議長（茂木 隆） この際、昼食のため休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午前11時57分 休 憩

.....
午後 0時59分 再 開

○議長（茂木 隆） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、19番高橋徳久君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、19番。

【19番 高橋徳久議員 登壇】

○議長（茂木 隆） 1番の項目について質問を許します。

○19番（高橋徳久） だいせんの会の高橋徳久でございます。18日からの大雨により、残念ながらまた避難勧告が発令されました。まずもって、この度の大雨により被害を受けられました方々に、心からお見舞い申し上げます。また、災害対策本部、また、避難所にてご尽力いただいた市長はじめ職員の皆様をご慰労申し上げたいと思います。お疲れ様でした。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

花火伝統文化継承資料館についてお伺いいたします。

前回の平成30年第1回定例会において、資料館条例が上程され可決されましたが、よく見ますと入館料等についての記載がなかったことから今回質問させていただきます。

この議論は、建設以前に既に終えられたことであるかと思えます。開館直前でもあり、大変恐縮ですが、何卒ご教授願います。

この資料館建設にあたっては、花火産業構想における施策「花火の文化的価値を高め、継承し、広く示す拠点づくり」の主要事業として花火資料を収集・保存するとともに、広く公開することで市民に花火への愛着を感じてもらいながら文化的財産として後世に継承することを目的に建設された生涯学習施設であると同っており、そのコンセプトにより、国・県から多額の補助金が交付されたものであると承知しております。また、学習施設であると同時に、日本一の花火大会と標榜する「全国花火競技大会 大曲の花火」を共催する自治体が運営する資料館であるという観点から、「おもてなし」のサービスとして入館料は無料となっているのかもしれませんが。他方、「花火のまち大仙」をPRする絶好の観光施設とした場合、貴重な財源となり得る施設であることから、少額でも収益を上げるべきではないかという意見もあろうかと思えます。

今定例会の補正予算に資料館の管理費、大会提供花火映像制作業務委託料として1,000万強が上程されており、建設費はもとより、開館に向けての準備や開館後の維持管理にも多額の経費がかかってきております。また、この映像は、一度製作すればいいというものではなく、リピーターを獲得するためにも映像の更新が毎年になるのか、はたまた隔年ごとになるのかわかりませんが、4K4面マルチシアターを期待し、心待ちにしている花火ファンは全国に多数おられると思います。このシアターのプログラムは常時何本あるのでしょうか。また、上映するプログラムの時間、さらには事前に決められた時刻に上映するものなのか、それとも観客の要望に応じてなのかなど、どんなプログラムを、どのような形式で上映するご予定なのかお伺いたします。

話は変わりますが、市長が初めて編成された平成30年度大仙市一般会計予算は、人口減による市税の減収や国からの普通交付金の大幅な削減により、財政調整基金の取り崩しを行うなど大変緊縮した予算となっており、編成にあたって事業費の精査や先送りなど、全事業の見直しをされたりと大変な苦勞を伴ったものであります。残念ながら厳しい状態は今後も続くことが想定されます。いくら「事業を見直す」とは言うものの、単年度事業というのはなかなかありません。結果が伴わない事業であれば打ち切ることができますが、すぐに結果が表れない事業や、やってみて良い事業は「また来年も」となっていくのが必定で、その繰り返しの積み重ねが額の大小を問わず、かなりの数あるものと推察いたします。

財政の面から考えますと、効果の薄い事業の見直しや無駄な支出を抑えることは重要ですが、あわせて収益を図ることも重要なことと思います。ちなみに、秋田市が運営する赤れんが郷土館・秋田市民俗芸能伝承館・佐竹史料館などは、高校生以下は無料ですが、大学生、大人からは観覧料を徴収しております。ほかの各自治体も減免措置を設けながら入場料等を徴収し、維持管理費に充当していることが見受けられます。

以上のことから、生涯学習施設であり、収益を上げるのはふさわしくないというものの、財政的な面から資料収集・維持管理に多額の経費がかかることを踏まえ、生涯学習施設としての位置づけ、また、収集した花火資料等の中に寄贈されたものもあることから、入館料は無料として展示品を見学できるとしながらも、シアターに関しては減免措置を設けながら観光客や大学生以上の大人から観覧料を徴収するという方式は考えられないでしょうか。徴収するにあたり、人件費・印刷物等経費がかかり増しするというご指摘を受けるかもしれませんが、少額でも適正な施設の維持管理に寄与すると思います。

し、「お金をいただく」ということが、逆に施設の魅力や価値を上げることに繋がるとともに、提供する側のサービス向上にも結びついてくるのではないかと思います。ご所見をお伺いいたします。

○議長（茂木 隆） 1 番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の花火伝統文化継承資料館についてであります。はじめに、シアターの上映につきましては、オープンにあわせて2本のプログラムを用意しております。一つは、通常の花火映像にドローンで撮影した花火の映像を組み合わせ、一般的な花火鑑賞では見ることのできない花火を、前方・左右・上方の4K4面マルチスクリーンで楽しむことができる「体感花火」であります。もう一つは、花火師の花火と向き合う姿勢や「大曲の花火」に対する思いなどに焦点を当て、その職人技を高精細な映像で表現した「花火師の仕事～空の脚本」の2本であります。

上映時間は、「体感花火」が約6分で、「花火師の仕事～空の脚本」が約11分となっております。

上映形式につきましては、繁忙期には上映開始時刻を設定した係員が上映を開始し、また、閑散期には来館者自身のボタン操作により上映を開始するなど、様々な状況に適した対応をしております。

また、より迫力ある上映メニューの充実を図るため、今年の第92回全国花火競技大会の大会提供花火を撮影し、4K4面マルチスクリーン用の映像を製作することとしており、今次定例会に関連予算の補正をお願いしております。

映像の更新につきましては、観覧者の状況などを勘案いたしまして対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、シアタールームには40人程度が入室可能で、椅子のほか前方に敷席をイメージした座席を配置して、より一層の臨場感を味わっていただくことができます。

次に、シアター観覧料につきましては、本資料館は市民に開かれた生涯学習施設として位置づけられているほか、集客により花火通り商店街などへの経済的効果も担っております。このことを踏まえ、多くの方が何度でも気軽に訪れることができ、いつでも大曲の花火の魅力に触れることによって、実際の四季の大曲の花火への集客につながる資料館となるよう、観覧料をいただかない施設としてスタートすることとしております。

今後のスケジュールといたしましては、6月16日の竣工式を経て8月5日のオープンを予定しており、近隣住民の皆様を対象としたオープン前の内覧会なども企画しております。

花火伝統文化継承資料館が多くの皆様に長く愛される施設となるよう、貴重な資料の収集、魅力ある展示、そして映像の充実などに努めてまいりたいというふうに考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、19番。

○19番（高橋徳久） 市長さんにおかれましては、ご説明をいただきまして本当にありがとうございました。

私は、先程市長さんが申されました今年度の補正予算のところ、今年の大会提供花火を録画するというので1,000万強のご提示がされておりましたが、そのところに花火資料館の来訪者数というので3万3千人という記載がございました。資料館のところには1万人ということで、そこに人数がされておりましたけれども、簡単に考えました。3万3千人から300円いただいたとなれば990万でございますので、約1,000万近くかかるとすれば、それを補うだけの財力というのを自ら持つことも可能なのになど、そういう裏付けなのかなど、それで3万3千人という、ちょっと半端と言っては変ですけども、そういう数字が出たものなのかなというふうに素人では考えたところございました。ということで、無料で皆さんにお見せをしたいという思いも、わからないわけではないんですが、私はあえて質問でも申し上げましたとおり、無料で見たからといっても、あるいは費用を払って見た方も、両方から良かったという方もいれば、残念だったなという意見、必ず出てしまうのが現状だろうと思いますが、私はやはり最後に申し上げましたけれども、お金を少額でもいただいたんだということで、こちら側からその入館された皆様に対するサービスの向上、あるいはもっと良い映像を、あまり経費かけないで良いものを作らなきゃいけないなという、こちら側の責任感とかいうのを芽生えさせるためにも、私は維持管理費ということでいただくのが、その観光施設ではないけれども、ある程度観光施設に寄与する建物であるとするならば、そういう運営方法というのもあってしかるべきなんじゃないのかなというふうに思っていると

ころでございます。

民間の例ですが、函館に北島三郎記念館というのがあるそうでございます。これは函館のホテルの中に併設された記念館でありますので、ホテルに入るのはもちろん無料ですが、その記念館の施設のところに上がったそのフロアに上がると入場料が発生するというふうなことで、実際に細かくそこは分けて、きちんと分けて運営をしておられるという話をお聞きしたところでございます。

やろうと思えば私はこれはいくらでも観光地の建物として収益の上がる立派な建物であり、立派な設備だと、なるだろうと思っております。提供する側も映像が今回1,000万で作るということになりますけれども、もしその映像を見て、たいしたことねえなってなれば、次作るときは、せばもっといいものとかなくて2,000万なり、2,500万とか、どんどん掛かり増しをしないというのも保障できないわけでありませう。掛けなければ駄目だというふうな、そのときになればそういう位置づけに話もなってしまうわけでございますので、私はいただくものは少額でもいただいて、そういうのに補填、充てることが一番望ましいのではないのかなと思いましたので質問をさせていただきました。最後に今一度市長に、市長の思いをお話いただければ私はそれで納得したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

高橋徳久議員のおっしゃる意味、十分理解できるところでありますし、また、当局、こちら側でもいろいろ議論があったところでありますので、そうした意見もあったということではありますが、今回は先程申し上げましたように、まずシアターの観覧料ということですが、シアターにつきましては生涯学習施設という面も持っておりますので、1階・2階でいろいろな生涯学習講座を開かれて、その関係する映像をその花火シアターでも見ていただくと、見ていただくと、そうした面も持った花火シアターでありますので、花火映像だけ見る施設ではないということをもっと申し上げたいと思います。

それから、施設の価値といいますかね、魅力といいますか、それから、市の方の管理する方のサービス、おもてなしやサービスの心ということも大変大事なわけですがけれども、それはやはり本体そのものの魅力で、先程言いましたけれども貴重な、本当に全国から集めた貴重な花火関係の資料、それとそれから素晴らしい企画展示、そして何といいますか映像の、さらなる映像のライブラリーを増やしていくということに尽きるんだ

ろうなというふうに思っております。そうした素晴らしい映像をシアターで見させていただいて、それも無料で見ていただいて、無料でほかの展示を見ていただいて、来館者の皆さんには得した気分になっていただきまして、そして周りの花火通り商店街をはじめです、そうしたところで休憩をしていただいたり、食事をしていただいたり、お土産を買っていただくと、そうしたことをですね、是非最終目標にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（茂木 隆） これにて19番高橋徳久君の質問を終わります。

【19番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（茂木 隆） 次に、6番秩父博樹君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 公明党の秩父博樹です。本日5人目、最後の質問になります。お疲れのことと思ひますが、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従ひまして順次質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

はじめに、建設業の魅力ある職場環境づくりについて質問させていただきます。

今、秋田県の有効求人倍率が1.3倍、季節調整値では1.6倍と、過去最高を更新しておりますが、ハローワーク大曲管内の雇用動向についても、県と同様に1.3倍。その中でも突出して高い割合になっているのが建設職で4.05倍となっており、深刻な担い手不足への対応策が喫緊の課題となっている中、特に、次世代を引き継ぐ若者が魅力を感じる職場環境を整えることへの対応策が急がれます。

国の重点政策としても働き方改革が盛んに取り上げられておりますが、国土交通省では、建設業の就労環境改善を目指し、今年度から国直轄の公共工事で週休2日を確保した場合、日給制の多い技能労働者、いわゆる職人の収入が減らないよう、経費の割り増しを行うと決定されました。

具体的には、職人の人件費にあたる労務費を、これまでより最大5パーセント多く受注者に支払われることになり、工事で使う機械のリース料も同じく4パーセント増額となりました。

また、2017年度から先行して増額されていた工事現場事務所の土地賃料や現場監督技術者の人件費についても引き上げられることに決定しました。

今後、県や市町村発注の工事における建設業の週休2日を目指した取り組みについては、国や県と協議の場などを通じて検討されていくものと思いますが、大仙市発注の工事についてはどのように考えているのか、当市の所見をお伺いいたします。

建設業は、どうしても天候などの影響で作業時間の制約を受けることから、職人の勤務日数は多くなる傾向にあります。最近のデータ、これは2016年のデータですけど、建設業の年間出勤日数は平均で約251日に達し、全産業平均の約222日より29日程度、約1カ月程度多く、休日を十分に確保できないため、週休2日の確保は難しい状況にあります。また、現場で働く職人の年齢構成は、15歳～29歳が全体の11パーセントにとどまる一方、60歳以上は25パーセントに達していることから、今後、高齢層の大量退職が見込まれる中、担い手確保に向けた魅力ある建設職場づくりを後押ししていく必要があると考えます。

道路や橋、トンネル、河川等の護岸、上下水道の整備、農地の集積・整理、公共の建築物、そして近年増加傾向にある災害復旧等、インフラの建設及び維持管理は、私たちの毎日の生活の利便性及び生産性に密着した重要課題であります。建設業の担い手不足は深刻な問題となっている中、魅力ある職場環境づくりが求められており、後押ししていく施策の充実が必要と考えますが、当局の所見をお伺いいたします。

1問目は以上です。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の建設業の魅力ある職場環境づくりについてであります。

はじめに、市発注工事における週休2日の取り組みにつきましては、建設業は地域経済や雇用を支える基幹産業の一つであるとともに、道路や上下水道などのインフラ整備はもとより、災害や除雪への対応などを通じて市民の安全・安心の確保にも重要な役割を果たしております。

しかしながら、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中であって、将来にわたり安定的に社会資本を整備・維持していくためには、特に若手技術者などの確保・育成が重要な課題であり、対応策の一つとして週休2日の確保による就労環境の改善が求められ

ていることは議員ご指摘のとおりであります。

国では平成29年度から週休2日の確保に取り組む工事において経費を割増計上することを試みに実施しているほか、秋田県では完全週休2日制モデル工事として、昨年度、土木工事12件、うち仙北地域振興局管内で3件が実施されており、今年度は全県で24件のモデル工事を発注予定と伺っております。

市といたしましては、その必要性は認識しているものの実施にあたっては、降雪などの気象条件の影響により、余裕をもった工期の確保が図れないおそれがあることや週休状況の確認をどのように確実に行うかなど、解決すべき点も多いと考えております。

このようなことから週休2日の取り組みを行う工事の導入につきましては、受注者側であります建設業協会など関係団体の意見も伺いながら、試みの段階にある国や県、また、他自治体の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、建設業の魅力ある職場環境づくりを後押しする施策につきましては、事業者が行う求人活動、人材育成、労働環境の整備に対し支援する「大仙市人材獲得応援補助金制度」を平成29年度から設けております。

当制度は、事業所において多様な人材が活躍できる職場環境の充実や福利厚生を強化することで働く人にとって魅力ある企業を増やし、地元企業の人材獲得と若者などの定住促進を目的としております。

具体的には、インターンシップの受け入れや宣伝費などの求人活動に関する経費、社員の研修や資格取得などの社員教育に関する経費及び託児室の設置や障がい者用トイレの設置などの労働環境の整備に関する経費を対象とする支援制度であります。

平成29年度の実績としましては、26件に対し総額265万6,801円を補助しており、建設業の事業者も4件活用しております。

平成30年度は、企業の多様なニーズに対応するため、上限額を40万円に増額するなど、制度の見直しと拡充を行っており、今後も建設業の担い手不足問題解決の一助になるよう、制度の周知に努め活用を促すとともに、社会情勢や企業ニーズを捉えて制度の見直しを行ってまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、6番。

○6番（秩父博樹） 今、市長から答弁いただきましたところ、振興局管内でこれまで3件、試験的に行われていて、また行われる予定であるということでした。市で導入するにあたっては、先程ありましたとおり関係団体、建設業協会と協議の上ということでしたけど、私の要望として前向きに取り組んでいただきたいと思います。やはりこの週休2日の確保というのは、建設業で取り入れていくってなると先程ありましたとおりやっぱり天候に左右される部分で、そこが非常に難しい部分だと思います。そう感じております。ですので、工期の設定においても、これまで以上に余裕を持った設定をしていく必要があると思いますし、そういう取り組みを進めて、建設業の職場環境の改善、また、若者がやりたいと思うような職場環境を進めていく必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特にここ大仙市では、昨年、また今年と災害が続きました。現場復旧するのは、この建設業に従事している皆さんであります。この人たちがいなければ復旧作業はできません。なので、今現在も発注されている様々な工事の中で、会社、経営者からお話を伺いますと、うちでは今受注している現場で精一杯だ、もう一方は受注できないという、そういう話を多々伺う場面がありますので、やはり人材不足、建設業に限らず、今人材不足が進んでおりますけど、特にこの建設業というのは人材不足が非常に懸念されるものですので、どうか行政として、ひとつ後押しお願ひしたいと思ひます。その部分、もう一度答弁伺えればと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父議員の再質問にお答ひ申し上げます。

ご指摘ありましたとおり私も同じ認識であります。建設業の将来を担う若者の入職、定着を促して、そして人材を確保することが最重要課題だというふうに思っております。そうした意味で先程の支援制度、29年度から実施しておりますけれども、それ以外にもできることがあれば、業界団体とも協議しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（茂木 隆） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 次に、高齢者の地域コミュニティ活性化のさらなる充実及び健康寿命の延伸に資する取り組みについてお伺ひいたします。

私たちは今、これまで誰も経験したことのない超少子高齢化社会へと進んでいる真っ只中におります。日本の高齢化率は、昭和25年には5パーセントにも満たない状況で

したが、昭和45年に7パーセントを超え、さらに平成6年には14パーセントを超えました。高齢化率は、その後も上昇を続け、昨年では27.7パーセントに達しております。

その中でも秋田県の高齢化率は全国で最も高い状況となっており、平成27年では33.8パーセント、同年の大仙市の高齢化率は、さらにそれを上回る34.6パーセントで、住基データ県人口流動調査の人口推計では、あと4年で当市の高齢化率は40パーセントの大台に達するだろうと見込まれております。そのような状況だからこそ、安心して老後を暮らせる当市の未来予想図を描き、4割を超える高齢者が元気に地域活動をしている状況をイメージしながら、今から準備できることや改善できることなどを進めていく必要があると考えます。

当市では、住民同士の連帯感やネットワークの構築等、地域福祉の充実を目的として町内会や自治会等が自主的に開催する交流事業「ゆいゆい交流会」や、孤独の解消や生きがい活動を目的に、気軽に集まることができる居場所づくり「ふれあいサロン」、その他知識や技術を地域で暮らす人たちの役に立てるための無料出前講座や、また、一部地域では、地域主導型の「ふれあい・いきいきサロン」などを約月一で行うなど、多様に実施されております。

一方で、昨年6月に広域市町村圏組合で実施された「日常生活圏域ニーズ調査」の結果を見ると、「地域での活動をする場合、参加しやすい条件や環境は」との問いには、「気軽に参加できる活動内容」が47.1パーセントと最も多く、続いて「身近な場所」が44パーセント。「今後、健康づくりや社会参加のためにやりたいこと」については、「仲間との交流」が38.9パーセントと最多。また、「地域で高齢者を支えるために必要なものは」との問いには、多いものから順に、町内会等を中心とした交流の場、仲間づくり、地域活動を支援するための組織、中心的役割を担う人材の確保、地域で支え合うための意識啓発、地域の支援を提供するための資金、高齢者を支援する方法などを学ぶ講習会、地域の支援を提供するためのきっかけ、という調査結果となっていることから、地域で高齢者を支えるためには、交流の場や仲間づくり、地域の活動を支援するための組織などのさらなる充実や、健康づくりや介護が必要にならないための予防支援を今後一層充実させていくことが求められております。気軽に参加できる内容や身近な場所であること、また、開催頻度などに、さらに配慮していく必要があります。

本年1月でしたが、高松市で行っている「高齢者の居場所づくり事業」について内容

を伺ってきました。同市でいう“居場所”とは、概ね65歳以上の高齢者が気軽に集うことができる建物などのスペースで、介護予防や健康増進、地域のボランティア活動、世代間交流など、様々な地域活動の場のことを指すもので、事業の目的は、高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点をなくして孤立することなどを防ぐため、概ね徒歩圏内に1カ所を目安として、高齢者が集う場や高齢者だけでなく子どもたちを交えた世代間交流の場など、気軽に集える居場所の開設を進めることで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できる地域包括ケアの実現を目指すものでした。この事業を始める前は、喜寿を迎えた市民に敬老祝金として1人当たり1万円を贈呈していたとのことでしたが、この喜寿の祝金を廃止したことで事業の財源を生み出しておりました。平成28年度末には、240カ所の開設となっておりましたが、開設数は300カ所程度を目標として進められている状況で、市の広報以外に各コミュニティセンターにチラシを置き、職員が直接出向いて事業の説明を行い、新規開設を後押ししている状況でした。実施主体は、自治会が最多で、次いで趣味の会、有志の会、老人クラブ、事業所、NPO、個人、コミュニティ協議会などで、主な活動内容は、趣味・ゲーム、カラオケ・合唱、介護予防体操、健康体操、世代間交流、おしゃべりなど。実施場所は、地域の集会所が大半で、次いで市有施設、事業所・NPOなどの施設、個人家屋、老人憩いの家、県住集会所などでした。

助成金交付の主な条件としては、同一場所で3年以上継続して活動を行うことと、1回の活動に高齢者が概ね10名以上含まれること。活動は1回当たり2時間以上行い、体操などの介護予防メニューを毎回の活動の中に取り入れることなどでした。

週1回以上2回未満の居場所が全体の約6割を占めている状況で、また、年1回程度、全ての居場所に声をかけ実施している「居場所交流会」が大変好評のようで、横のつながりを深める良い機会になっているようでした。また、参加者からは「最初は週1回のペースで集えるか不安だったが、やっているうちに定着し、ご近所とのつながりが深まって良かった」との感想が多いと伺ってきました。

改善すべき課題もあるようでしたが、アンケート調査から、この取り組みが健康の維持・改善につながっていると感じている参加者は9割を超えており、また、同市の平成27年度介護保険新規認定者率は、65歳以上4.21パーセント、居場所利用者0.52パーセントという状況から、平成28年度介護保険新規認定者率は65歳以上3.90パーセント、居場所利用者1.15パーセントと、居場所利用者の増加が介護

保険新規認定者率の減少につながっており、参考にすべき取り組みと考えます。

当市においては、降雪の多い冬期間の集いは、天候により困難な場合もあると想定されますが、地域の高齢者が毎週集える“居場所”を徒歩圏内に設けることで、健康に対する意識の向上や孤立化を防ぐなどの効果が期待されます。全国的にも高齢化率の高い大仙市においては、高齢者の地域コミュニティ活性化のさらなる充実が必要と考えるものですが、今後の取り組みについて、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

あわせて、これは以前、金谷議員が以前に質問しておりますが、県が市町村の導入を支援するとしている健康寿命の延伸に資する「健康ポイント制度」についてはどのように考えておられるのか、当市の所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の二つ目の発言通告の高齢者の地域コミュニティ活性化のさらなる充実及び健康寿命の延伸に資する取り組みに関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（茂木 隆） 加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 質問の高齢者の地域コミュニティ活性化のさらなる充実及び健康寿命の延伸に資する取り組みについてお答え申し上げます。

はじめに、高齢者の地域コミュニティ活性化のさらなる充実につきましては、国では地域の特性に応じて高齢者を支える仕組みをつくる「地域包括ケアシステム」の構築・深化・推進を目指し、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの充実・強化」「介護予防の推進」など、地域支援事業の充実が必要であると示されております。

本市におきましては、平成30年3月に策定した「大仙市高齢者プラン」で掲げる重要政策のうち「介護予防の充実」と「生活支援サービスの充実」が高齢者の地域コミュニティ活性化につながる事業として推進しているところであります。

その具体的な事業として、65歳以上の高齢者を対象に、虚弱等の予防を目的に3カ月間、全10回実施する「さわやか教室」と、町内会や老人クラブ、サークル等の小地域単位の団体に市の健康運動指導士が出向き、5回の教室を開催する「地域シニアくらぶ」を実施しております。

この教室等が終了した後に「自主グループ活動支援事業」により自主運営しているグ

グループは現在24グループあり、自主活動が積極的に継続できるよう健康運動指導士による運動プログラムの提供等の支援を行っているところであります。

また、大仙市社会福祉協議会においても「ふれあいサロン」や「ゆいゆい交流会」などの事業を通じて地域コミュニティの活性化並びに将来の自主的な運営に向けて支援しているところであります。

このような取り組みにあわせ、生活支援体制整備事業において、地域別に配置している「生活支援コーディネーター」を中心に社協、ボランティア、NPO法人、民生委員、老人クラブ、民間事業所等の様々な分野の方々が参画する「第1層協議体」と、各地域ごとの関係者が参画する「第2層協議体」の場において、利用者が徒歩で通える「サロン」の協議を進めていきたいと考えております。

今後におきましては、議員の紹介にもありました高松市など先進地の事例を研究し、現在市で取り組んでいる事業につきまして、大仙市社会福祉協議会が実施している事業とあわせ、官民が連携すべき事業や市から民への支援の必要な事業、あるいは法人などの民間による自主的運営の方が適した事業など、より深い検証が必要であります。冬期間の地域コミュニティのあり方など、大仙市に適した取り組みを試みながら、高齢者の地域コミュニティの活性化のさらなる充実を積極的に図ることが「地域包括ケアシステム」の構築・深化・推進につながるものであります。

いずれにしましても地域コミュニティの活性化は、高齢者だけの課題ではないことから、高齢者が増えるからといって単にシルバーシートを増やすだけの政策ではなく、通常の座席に高齢者も若者も、そして子どもたちも譲り合って座れるような、思いやりにあふれたまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、「健康ポイント制度」については、健康寿命日本一を目指す秋田県が県内各市町村に31年度からの実施を推奨している制度で、健康づくりという目標達成のための意欲を向上させる動機づけ、いわゆる「インセンティブ方策」の一つであります。

具体的には、健康診断の受診や運動の実践など健康寿命の延伸につながる行動に応じてポイントを付与し、貯まったポイントを商品等に交換できる制度で、現在、県内では既に5市町が導入しております。

本市におきましても平成28年3月に策定した「第2次健康大仙21計画」において、こうした健康づくりを実践するためのインセンティブ方策を推進することとしており、現在、がん健診無料クーポン券の発行などを実施しております。

ご質問の健康ポイント制度につきましても、これまでの先駆的な事例や調査結果等を参考にしながら、健康寿命の延伸に資する事業参加への動機づけの手段として導入を検討し、市民の健康づくりへと誘引できるよう、さらに効果的な事業に結びつけてまいりたいと考えております。

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、6番。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。

“居場所”の方では、今、部長の方から徒歩で行けるところを検討するという事だったので、うれしく思います。よろしく願いいたします。やっぱり車で、ドア to ドアではなくて、徒歩で行けるというところが、この高松市の事例からも、実際それが介護保険の新規認定者率の減少につながっているという事例がありますので、是非ここ、あわせて今後検討していただきたいと思います。

いろんな事業がある中で、そうですね、例えばこの高齢者に係る事業としましては、毎年各地域ごとに敬老会なんか行われておるわけですがけれども、うちの方の中仙の方でも今度は場所を大曲の方に変えて、これまでは椅子なかったんですけども、やっぱり椅子のある場所がいいというそういう声大きいということで、大曲の方でやるようです。ただこれ、1年に1回、実際これ楽しみにしている方もおるのが実情ですがけれども、ただ、この参加率を見た場合に、大仙市全体の平均はちょっと私、今把握しかねますけど、おそらく2割から3割の間ぐらいじゃないかなと思うんですけど、4人に1人程度。なので、実際それが健康寿命の延伸にどういう影響を及ぼしているかというのを数値で示すというのは、かなり難しいのかもしれませんが、実際この取り組みのように介護保険の新規認定者率の減少につながっているという、こういう部分、数値として出てくる部分が非常に重要だと思いますので、例えば今、大仙市では80歳を迎えられると記念品、88歳では祝金、100歳でも祝金というふうに行われておりますが、今、少しずつ寿命が伸びてきている状況の中で、これまでこうだったからこれからはこうだっているのではいなくなってきたらと思うんです。財政の状況を考えても。やはり選択と集中、スクラップアンドビルドというのをやっていかないと、やっぱり財政のことを考えながら、実際に住んでいる人たちの健康にどれだけ効果のある事業なのかというのを検証しながら進めていく必要があると思いますので、是非そうやって二つの事業、同じ

お金を使うようであれば、どちらの方が本当にその健康寿命の延伸に効果があるのかというのを比べながらやっていく必要があると思いますので、今後その辺をよくよく考えた上で進めていただきたいと思います。この辺についてももう一度答弁いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 秩父議員の再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃられるとおり敬老式のことですけれども、満76歳を対象に実施しているわけですけれども、参加率は約4分の1ということになってございます。この中には、もちろん外出の出来ない方もおられると思いますので、一概には参加率が低い事業だとは言いきれない部分はあるかと思えます。そういうこと踏まえまして、今回、6月1日でしたけれども、市民評価のアンケートを送付してございます。これは敬老会だけではなくて、いろいろな市の事業をいろいろアンケート取るということで、18歳以上1,000人に対して送付されてございます。この中で敬老の日事業についても設問されておりますので、そうした市民のニーズ、それから、これから全事業の見直しがございますので、そうしたこともあわせて今回のご発言を参考にさせていただきながら協議してまいりたいと存じます。

○議長（茂木 隆） 次に、3番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 最後の質問になります。

最後に、中小企業の設備投資を促す制度についてお伺いいたします。

国では、今の通常国会で「生産性向上特別措置法案」を5月16日に成立させ、今後3年間で中小企業の設備投資を促し、生産性向上を図ることを目指すことになりました。

具体的には、1番目の条件として、その市町村が「市町村内の中小企業が年平均3パーセント以上の労働生産性の向上を見込む新規の設備投資をするときは、新規取得設備の固定資産税を3年間ゼロにする」ということを盛り込む『導入促進基本計画』をつくり、その計画への経済産業大臣の同意を得ること。2番目の条件として、その市町村にある中小企業が「年平均3パーセント以上の労働生産性の向上を見込む『先端設備等導入計画』」をつくり、市町村の認定を受けること。3番目の条件として、固定資産税の特例の特例率を市町村が条例で定めること。この三つの条件を満たした場合に「ものづくり・サービス補助金」及び「持続化補助金」「サポイン補助金」「IT導入補助金」という四つの補助金が優先的に受けられるという制度となっています。当市では、

3番目の条件である設備投資による固定資産税をゼロとする「大仙市税条例の一部を改正する条例」を本年3月31日に公布しております。

そこで質問ですが、1点目に、新規取得設備の固定資産税をゼロとした場合の想定する企業数と固定資産税の額と、その影響について伺います。

2点目に「ものづくり・サービス補助金」は、4月27日が申請の締め切り、「持続化補助金」は5月18日が締め切りでした。「サポイン補助金」は5月22日が申し込みの締め切り、「IT導入補助金」は6月4日、先週が申し込みの締め切りとなりました。大仙市として、市内の対象となる中小企業事業者に対して、このことをどのように情報提供したのか伺います。

3点目に、今後、「生産性向上特別措置法案」の成立を受けて「ものづくり・サービス補助金」と「IT導入補助金」については追加の申請受付があるかと思っておりますので、積極的に制度の活用推進を図るべきと考えますが、本市の見解を伺います。

また、市内の対象となる中小企業事業者に対して、このことをどのように情報提供していくのか伺います。

また、現在、公明党として全国で100万人訪問調査アンケートを実施しているところですが、当市で行っている中小企業事業者へのアンケート調査では、様々な支援策がある中で「支援策を利用したことがない」や、「そもそも制度を知らない」との回答もありました。市内の対象となる中小企業事業者に対して様々な支援策や制度をどのように情報提供していくのか伺います。

4点目に、中小企業事業者は、年平均3パーセント以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」をつくることになっていますが、その誘導をどのように考えているのか、見解を伺います。

以上です。

○議長（茂木 隆） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の三つ目の発言通告の中小企業の設備投資を促す制度に関する質問につきましては、経済産業部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（茂木 隆） 高橋経済産業部長。

○経済産業部長（高橋正人） 質問の中小企業の設備投資を促す制度についてお答え申し上げます。

はじめに、新規取得設備の固定資産税をゼロとした場合の影響等につきましては、「生産性向上特別措置法」による固定資産税の課税措置は、平成31年度からの適用となっております。

現在、同法と同じく中小企業の新規償却資産を対象としている「中小企業等生産性向上の特例措置に関する特例」に該当する平成30年課税分につきましては、企業数9社において税額の2分の1軽減が適用され、軽減額は約130万円となっております。

また、同法による新制度については、同程度の件数を想定した場合、軽減税額につきましては約260万円程度と見込まれております。

なお、影響につきましては、新制度において労働生産性が年3パーセント以上向上する条件が付されていることから、企業の所得が向上することにより、法人市民税の増額が見込まれることから、全体としての影響は少ないものと見込まれております。

次に、各種補助金の情報提供につきましては、経済産業部企業商工課から経済産業省東北経済産業局に職員を1名派遣しており、各制度の詳細や申請期間等が決まり次第、即時に情報を受けております。

これらの施策につきましては、2月2日に健康福祉会館の大会議室を会場に、派遣職員を含めて4名の東北経済産業局職員により平成30年度の施策説明会を開催しております。

説明会は商工団体や企業連絡協議会などの会員に広く周知し、60名程の参加となっております。

これらを含む国・県・市の企業支援施策の周知につきましては、説明会の開催や制度の概要及び募集期間等の情報について、大仙市企業連絡協議会や大曲仙北雇用開発協会の総会などの機会を捉えて配布しているほか、随時メールやファクス等でも情報提供を行っております。

次に、補助金の追加申請受付の対応につきましては、東北経済産業局に派遣している職員から即時に情報を受け、事業者に対し速やかに情報提供をし、制度の活用を推進してまいります。

また、対象となる中小企業事業者に対する支援施策や制度の情報提供につきましては、市の広報やホームページへの掲載などのこれまでの周知方法を充実させるとともに、商工団体や企業機関と情報を共有することにより、さらに広く事業者へ情報が伝わるように努めてまいります。

次に、「先端設備等導入計画」の誘導につきましては、当該制度のスキームとして国が示す「導入促進指針」に基づき、市が「導入促進基本計画」を作成し、これに適合する「先端設備等導入計画」を事業者が作成して申請し、市の認定を受けることとなっております。

この「先端設備等導入計画」には、労働生産性が3パーセント以上向上することの確認書の添付が求められており、この確認書は「認定経営革新等支援機関」である商工団体等が発行することとなっております。

市が策定する「導入促進基本計画」は、6月6日に生産性向上特別措置法が施行されておりますので、速やかに運用できるよう策定作業を進めており、国の同意が得られ次第、「認定経営革新等支援機関」や事業者に周知し、当該基本計画に即した「先端設備等導入計画」が作成されるよう促してまいります。

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、6番。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。この中小企業対策というのは、いろいろな施策ある中で地域経済を潤すっていう部分で大変重要な部分だと思いますので、対応周知のほど、よろしく願いいたします。

ただ、その中で先程私お伝えしたとおり、市内の中小企業、事業者の方に伺うと、制度を使ったことがない、対象じゃなければそれでいいんですけど、中には使える制度があるのに使わないっていう状況があれば、できればそれは避けたい、できれば使っただけきたいというふうに思いますので、今、部長から伺った話だと、説明会開催したり、メールだとかファクスで制度の周知はなされているようです。ただ、それでこういう状況が発生するというのは、たぶん予想ですけど、忙しい中でちらっと見て、よくよく中身まで見ないという状況もあるのかなというふうに今感じたところです。なので、やはりこの説明会の開催の部分、これまで以上に力を入れていく必要があるのかなというふうに思います。書面でポーンとこう、書面きっちり読む方も、大概読むのかなと思うんですけど、やはりその書面よりも耳から入る方が残ると思いますので、やはりそういう開催の頻度といいますか、そういう部分をこれまで以上にもう少し丁寧にといいますか、もう少し頻度があればというふうに思うんですけど、その辺について若干伺えればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。高橋経済産業部長。

○経済産業部長（高橋正人） 秩父博樹議員の再質問にお答えします。

これまでも各企業の皆様には、なるべく見やすいチラシの作成等に心がけ配布等してまいりました。雇用開発協会でありますとか企業連絡協議会の総会においても資料の配布などしてございましたけれども、そういった機会、また、様々な会議等の機会を捉えて、耳に入るような、いわゆるこちらの方からのその時間を頂戴して、説明するといった時間を設けながら皆様の耳に入るような、そういった情報の提供の仕方に力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（茂木 隆） これにて6番秩父博樹君の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（茂木 隆） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

今日はどうもご苦勞様でした。

午後 2時05分 散 会